

## 平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

( 独立行政法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期 )

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
次世代モバイル用表示材料共同研究施設(小金井支所)不動産一時使用賃貸借契約1式	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.12.24	国立大学法人東京農工大学	当該場所で行うことが不可能であることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	13,080,000	非公表	-	小金井支所の建物が国立大学法人東京農工大学の敷地内にあり、場所が限定されるため。	5	
Chemical Abstracts web edition 1式	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.11.20	(一社)化学情報協会	再販価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	4,617,000	非公表	-	Chemical abstractsは、生化学、物理・無機・分析化学、応用化学・化学工学、高分子化学・有機化学等の幅広い科学技術分野の情報が収録されている雑誌である。 当該雑誌は、アメリカ化学会が販売しており、日本国における販売代理店が当該契約相手先のみしか存在しないことから、競争を許さないため。	10	
産総研イノベーション・ワークショップinインドネシア開催支援およびSmart Community 2013 in Indonesia出展支援業務	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.12.10	(株)日刊工業新聞社	当該場所で行うことが不可能であることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	3,732,929	非公表	-	当該ワークショップ開催にあたっては、展示会と同一会場の確保が可能な事業者であること、集客及びPRの観点からマスコミと強力な連携可能な事業者であること、展示会ブースとワークショップブースの装飾を同一にデザインすることが可能な事業者であること、展示会ブースとワークショップブースの出展支援について連携を取りながら効率的・効果的に行うことが可能な事業者であること、各ブースデザインをメディア等で効果的にPR可能な事業者であることが求められる。  今般のインドネシア日本友好55周年事業と同一会場にワークショップの会場確保ができるのは、唯一、当該事業における日本側事務局となっている株式会社日刊工業新聞社である。 さらに上述に求める事業者としても唯一合致する事業者である。	5	
nano tech 2014出展料金	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.10.2	nano tech実行委員会事務局	当該場所で行うことが不可能であることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	3,360,000	非公表	-	nano tech 2014は主催イベント事務局がnano tech実行委員会事務局である。出展申込み先は同社のみであり、当該契約先外に存在しないため。	5	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

( 独立行政法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期 )

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度第二回衛生工学衛生管理者講習 1式	契約担当職 調達室長 吉成 美智夫 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.11.27	中央労働災害防止協会	契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	2,211,300	非公表	-	有害なガス、蒸気、粉じん等の有害因子を発生する作業場には、作業環境を改善するために、それら有害因子の発散の抑制等についての衛生工学的対策が必要である。また、このような有害業務を有する一定の事業場では、労働安全衛生規則第7条第1項第6号の規定により、衛生工学衛生管理者の選任が義務づけられており、衛生工学衛生管理者の免許を取得するための要件である厚生労働大臣の定める講習として中央労働災害防止協会が指定を受け実施しているため。	1	
耐久試験の規格を定める為の基礎試験の実施調査	契約担当職 第三研究業務推進部長 助川 友之 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.11.29	アズビル金門(株)	経産省関係の再委託事業における基礎試験実施調査であり、企業の経営戦略が外部へ漏洩される可能性がある一般競争入札・公募による手続きは適当でないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,500,000	非公表	-	標準規格に向けた耐久試験条件を決める検証を行うためには、以下の条件が必要不可欠である。 ① 国際法定計量機関による国際勧告OIML R49及びOIML R75に基づいた流量計の連続 通水の耐久試験が実施できる装置を保有していること。 ② 国際法定計量機関による国際勧告OIML R49に基づいた流量計の間断試験を含む耐試験及び器差試験が実施できる装置を保有していること。 ③ 測定データの信頼性確保に必要な不可欠となる流水温度を一定に保つ装置(例:チラー装置など)を、器差試験装置及び耐久試験装置に内蔵していること。 上述した条件に対応する試験装置の保有情報を公開することは、各企業の技術力を如実に示すことになるため、通常は公表されることがなく各企業の機密事項となる。しかし、当所は計量法に基づいて、水道メーター及び積算熱量計の型式承認試験を実施している公的機関であるため、その試験を通じて、各企業の保有情報等を把握している。当該機密事項をもとに上述した必要不可欠な条件を満たしている企業を調べたところ、上述した選定先以外にはない。なお、公募を行った場合、今回実施する内容が他社に漏洩する危険があるため、企業の経営戦略や新たな製品開発に支障をきたす恐れがあるなどの関係で、当該選定先の社が応募してこない可能性がある。これらのことから、選定先に記述した企業を契約の相手先として選定する。	19	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

( 独立行政法人名:産業技術総合研究所 第3/四半期 )

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
耐久試験の規格を定めるための基礎試験の実施調査 1式	契約担当職 第三研究業務推進部長 助川 友之 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.11.29	矢崎エナジーシステム (株)	経産省関係の再委託事業における基礎試験実施調査であり、企業の経営戦略が外部へ漏洩される可能性がある一般競争入札・公募による手続きは適当でないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,500,000	非公表	-	標準規格に向けた耐久試験条件を決める検証を行うためには、以下の条件が必要不可欠である。 ① 国際法定計量機関による国際勧告OIML R49及びOIML R75に基づいた流量計の連続 通水の耐久試験が実施できる装置を保有していること。 ② 国際法定計量機関による国際勧告OIML R49Iに基づいた流量計の間断試験を含む耐試験及び器差試験が実施できる装置を保有していること。 ③ 測定データの信頼性確保に必要な不可欠となる流水温度を一定に保つ装置(例:チラー装置など)を、器差試験装置及び耐久試験装置に内蔵していること。 上述した条件に対応する試験装置の保有情報を公開することは、各企業の技術力を如実に示すことになるため、通常は公表されることがなく各企業の機密事項となる。しかし、当所は計量法に基づいて、水道メーター及び積算熱量計の型式承認試験を実施している公的機関であるため、その試験を通じて、各企業の保有情報等を把握している。当該機密事項をもとに上述した必要不可欠な条件を満たしている企業を調べたところ、上述した選定先以外にはない。なお、公募を行った場合、今回実施する内容が他社に漏洩する危険があるため、企業の経営戦略や新たな製品開発に支障をきたす恐れがあるなどの関係で、当該選定先の社が応募してこない可能性がある。これらのことから、選定先に記述した企業を契約の相手先として選定する。	19	
耐久試験の規格を定めるための基礎試験の実施調査 1式	契約担当職 第三研究業務推進部長 助川 友之 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.11.29	愛知時計電機(株)東京支店	経産省関係の再委託事業における基礎試験実施調査であり、企業の経営戦略が外部へ漏洩される可能性がある一般競争入札・公募による手続きは適当でないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,500,000	非公表	-	標準規格に向けた耐久試験条件を決める検証を行うためには、以下の条件が必要不可欠である。 ① 国際法定計量機関による国際勧告OIML R49及びOIML R75に基づいた流量計の連続 通水の耐久試験が実施できる装置を保有していること。 ② 国際法定計量機関による国際勧告OIML R49Iに基づいた流量計の間断試験を含む耐試験及び器差試験が実施できる装置を保有していること。 ③ 測定データの信頼性確保に必要な不可欠となる流水温度を一定に保つ装置(例:チラー装置など)を、器差試験装置及び耐久試験装置に内蔵していること。 上述した条件に対応する試験装置の保有情報を公開することは、各企業の技術力を如実に示すことになるため、通常は公表されることがなく各企業の機密事項となる。しかし、当所は計量法に基づいて、水道メーター及び積算熱量計の型式承認試験を実施している公的機関であるため、その試験を通じて、各企業の保有情報等を把握している。当該機密事項をもとに上述した必要不可欠な条件を満たしている企業を調べたところ、上述した選定先以外にはない。なお、公募を行った場合、今回実施する内容が他社に漏洩する危険があるため、企業の経営戦略や新たな製品開発に支障をきたす恐れがあるなどの関係で、当該選定先の社が応募してこない可能性がある。これらのことから、選定先に記述した企業を契約の相手先として選定する。	19	